

東部第1土地区画整理事業

区画整理だより

令和6年6月

発行者 ひたちなか市 都市整備部

区画整理事業所 区画整理二課

住 所 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

☎ 029-273-0111 内線6516

《 事業進捗状況等のお知らせ 》

日頃より、土地区画整理事業に御理解御協力をいただき、誠にありがとうございます。

東部第1土地区画整理事業は、昭和55年度に事業認可を受け、翌56年度に仮換地の指定を行い、ひたちなか市（旧勝田市）が施行者となって事業を推進してまいりました。

現在、事業の完了（換地処分）に向けた業務に取り組んでおります。換地処分は令和10年度を予定しており、換地処分に向けて、仮換地ならびに保留地の使用収益の開始、中根地区緑地用地購入、工事等を行ってまいりますので、引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

《 令和6年度事業概要 》

➤ 事業の進捗状況

○予算額

164,948千円

- ・区画整理単独事業費 104,414千円
(中根地区緑地用地購入費、コンサル料、工事費用等)
- ・維持管理費 6,830千円
- ・事務費その他 53,704千円

区 分	全体事業量	R5年度末実績
都市計画道路	4,599.8m	4,599.8m 100.0%
区 画 道 路	19,027.3m	19,005.5m 99.9%
家 屋 移 転	289戸	289戸 100.0%
平均進捗率	—	99.9%
保留地処分	145区画	133区画
	56,084.6㎡	50,765.0㎡ 90.5%

《 区画整理二課からのお願い 》

事業を円滑に施行するため、事業期間中の土地の権利を把握しておく必要があります。

1. 土地所有者の住所や氏名の変更
2. 所有権の変動（売買・相続など）
3. 土地の分筆・合筆など

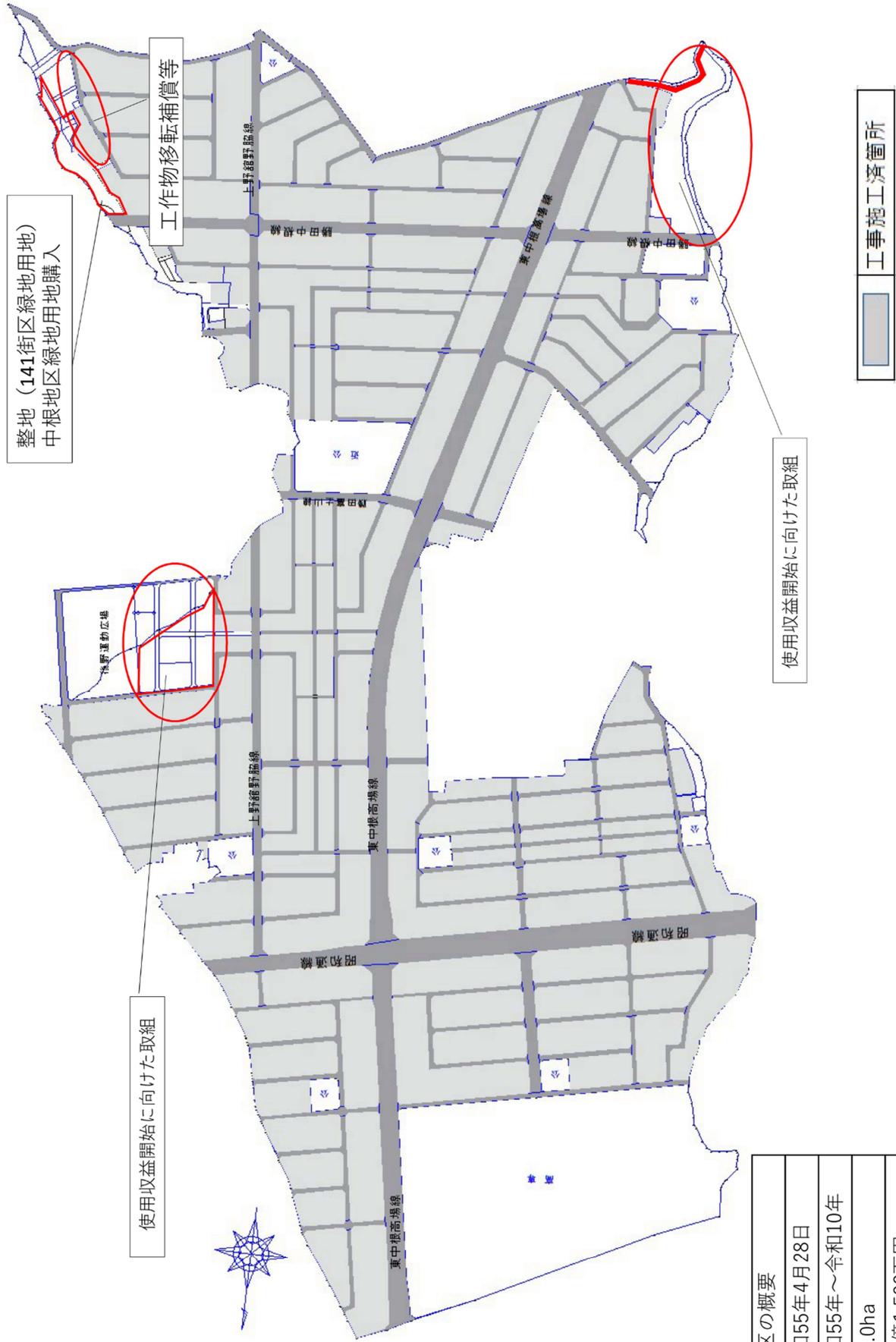
※特に、保留地につきましては、施行者（ひたちなか市）に管理権があり、保留地台帳により所有権を管理しています。権利変動の申告がない場合、課税や換地処分後の所有権移転登記等の各種業務に支障をきたすこととなりますので、必ず区画整理二課までご連絡、又はご相談ください。



30th Anniversary

ひとが咲くまち。ひたちなか

東部第1土地区画整理事業 令和6年度施行予定箇所図



地区の概要	
事業認可	昭和55年4月28日
施工期間	昭和55年～令和10年
施行面積	103.0ha
総事業費	144億1,500万円
工事進捗率	99.9%（令和5年度末）